

○水産業協同組合法施行細則

昭和六十二年三月三十一日

宮城県規則第二十五号

改正 平成元年三月二七日規則第二〇号

平成一〇年三月三十一日規則第三二号

平成一一年三月二日規則第七号

平成一一年三月三十一日規則第七〇号

平成一五年三月四日規則第一〇号

平成一七年三月四日規則第四〇号

平成三一年三月一五日規則第一二号

令和二年一二月一日規則第一〇七号

令和三年三月五日規則第一五号

水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

水産業協同組合法施行細則

宮城県水産業協同組合法施行細則（昭和二十五年宮城県規則第六十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認可等を受ける場合における提出書類）

第二条 次の各号に掲げる申請は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出して行うものとする。

- 一 法第十一条の三第一項の規定による資源管理規程の制定又は変更の認可の申請 組合（連合会）資源管理規程制定（変更）認可申請書（様式第四号）
- 二 法第十一条の五の規定による信用事業規程の制定、変更又は廃止の認可の申請 組合（連合会）信用事業規程制定（変更・廃止）認可申請書（様式第五号）
- 三 法第十一条の七の規定による地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度についての認可の申請 地方公共団体等に対する貸付総額の最高限度設定認可申請書（様式第六号）
- 四 法第十一条の十四第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規

定による同一人に対する信用供与等限度額の超過の承認の申請 同一人に対する信用供与等限度額超過承認申請書（様式第七号）

五 法第十一条の十五ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認の申請 特定関係者との間の取引等承認申請書（様式第八号）

六 法第十五条の二の規定による共済規程の制定、変更又は廃止の認可の申請 組合（連合会）共済規程制定（変更・廃止）認可申請書（様式第九号）

七 法第三十四条の五第一項ただし書の規定による組合の役員等の兼職又は兼業の認可の申請 組合（連合会）役員等の兼職（兼業）認可申請書（様式第十号）

八 法第四十八条第二項の規定による定款の変更の認可の申請 組合（連合会）定款変更認可申請書（様式第十一号）

九 法第五十四条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請 組合（連合会）信用事業の全部（一部）譲渡認可申請書（その一）（様式第十二号）又は組合（連合会）信用事業の全部（一部）譲受け認可申請書（その二）（様式第十三号）

十 法第六十三条第一項の規定による設立の認可の申請 組合（連合会）設立認可申請書（様式第十四号）

十一 法第六十八条第二項及び法第九十一条第二項の規定による解散の決議の認可の申請 組合（連合会）解散決議認可申請書（様式第十五号）

十二 法第六十九条第二項の規定による合併の認可の申請 組合（連合会）合併認可申請書（その一）（様式第十六号）又は組合（連合会）合併認可申請書（その二）（様式第十七号）

十三 法第九十一条の二第二項の規定により準用する同法第六十九条第二項の規定による連合会の権利義務の包括承継の認可の申請 連合会権利義務包括承継認可申請書（様式第十八号）

十四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号。以下「命令」という。）第四十九条第二項の規定による信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期の承認の申請 組合（連合会）信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書（様式第二十号）

2 次の各号に掲げる請求は、それぞれ当該各号に定める請求書を提出して行うものとする。

一 法第四十三条第一項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集の請求 組合

(連合会) 仮理事選任 (総会招集) 請求書 (様式第二十一号)

二 法第六十五条第二項(法第四十八条第三項及び法第六十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明の請求 組合(連合会) 設立(定款変更・合併) 認可証明請求書(様式第二十二号)

三 法第二百二十三条第一項の規定による組合の業務又は会計状況の検査の請求 組合(連合会) 業務等検査請求書(様式第二十三号)

四 法第二百二十五条(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求 組合(連合会) 総会決議(選挙・当選) 取消請求書(様式第二十四号)

3 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

一 法第十一条の五第四項の規定による信用事業規程の変更の届出 組合(連合会) 信用事業規程変更届(様式第二十五号)

二 法第四十八条第四項及び法第八十四条の七第二項の規定による定款の変更の届出 組合(連合会) 定款変更届(様式第二十六号)

三 法第五十四条の二第七項(法第五十四条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定による事業の譲渡等の届出 組合(連合会) 信用(共済) 事業全部譲渡(共済契約全部移転) 届(様式第二十七号)

四 法第六十八条第四項及び第六項、法第八十五条の四第二項並びに法第九十一条第四項及び第六項の規定による解散の届出 組合(連合会) 解散届(様式第二十八号)

四の二 法第六十八条の三第三項の規定による継続の届出 組合(連合会) 継続届(様式第二十八号の二)

五 法第八十五条の二第四項の規定による成立の届出 漁業生産組合成立届(様式第二十九号)

六 法第八十五条の五第三項の規定による合併の届出 漁業生産組合合併届(様式第三十号)

七 法第八十六条の十の規定による組織変更の届出 漁業生産組合組織変更届(様式第三十一号)

八 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号) 第三条第三項の規定による資源管理規程の廃止の届出 組合(連合会) 資源管理規程廃止届(様式第三十二号)

九 命令第五条第四項の規定による信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出 組合(連合会) 信用事業方法書設定(変更・廃止) 届(様式第三十三号)

4 第二項第一号及び第三項第四号の二の規定は漁業生産組合について、第一項第一号から第五号まで及び第七号から第十号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号から第三号まで及び第四号の二の規定は漁業協同組合連合会について、第一項第二号から第十三号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号から第四号の二までの規定は水産加工業協同組合について、第一項第二号から第五号まで及び第七号から第十三号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号から第四号の二までの規定は水産加工業協同組合連合会について、第一項第五号、第六号、第八号及び第十号から第十二号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項第二号の規定は共済水産業協同組合連合会について、それぞれ準用する。

(平一〇規則三二・平一一規則七・平一一規則七〇・平一五規則一〇・平三一規則一二・令二規則一〇七・一部改正)

(総会等の招集等の届出)

第三条 法第二条に規定する水産業協同組合（以下「組合」という。）は、総会又は総代会を招集しようとするときは、その開会の日の日前十日までに組合（連合会）総会（総代会）開催届（様式第三十四号）を知事に届け出なければならない。

2 組合は、総会又は総代会が終了したときは、二週間以内に組合（連合会）総会（総代会）終了届（様式第三十五号）を知事に届け出なければならない。

3 組合が、前項の組合（連合会）総会（総代会）終了届に業務報告書又は連結業務報告書を添付して提出したときは、法第五十八条の二第一項又は第二項の規定に基づいて提出したものとみなす。

(平一〇規則三二・平一一規則七〇・平一五規則一〇・平三一規則一二・一部改正)

(役員等の異動の届出)

第四条 組合は、組合の役員に異動があつたとき、又は参事若しくは会計主任を選任若しくは解任したときは、組合（連合会）役員（職員）異動届（様式第三十六号）を知事に届け出なければならない。

(平一〇規則三二・平一一規則七〇・平一五規則一〇・平三一規則一二・一部改正)

(団体協約等の締結等の届出)

第五条 組合は、法第十一条第一項第十五号、法第八十七条第一項第十六号、法第九十三条

第一項第九号及び法第九十七条第一項第十一号に規定する団体協約の締結、変更又は解約をしたときは、速やかに組合（連合会）団体協約締結（変更・解約）届（様式第三十七号）を知事に届け出なければならない。

（令二規則一〇七・全改）

（事業の休止等の届出）

第六条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに組合（連合会）事業休止等届（様式第三十八号）を知事に届け出なければならない。

- 一 事業の全部又は一部を休止しようとするとき。
- 二 休止した事業を再開したとき。
- 三 破産手続開始の申立てをし、若しくはその申立てがあつたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- 四 事務所を変更したとき。

（平一〇規則三二・平一一規則七〇・平一五規則一〇・平一七規則四〇・平三一規則一二・一部改正）

（登記の完了の届出）

第七条 組合は、法第九条第一項に規定する登記を完了したときは、速やかに組合（連合会）登記完了届（様式第三十九号）を知事に届け出なければならない。

（平一〇規則三二・平一一規則七〇・平一五規則一〇・平三一規則一二・令二規則一〇七・一部改正）

（書類の備付け）

第八条 組合は、次の帳簿を備え、事務を整理しなければならない。

- 一 関係元帳
- 二 財産台帳
- 三 毎月末の試算表
- 四 その他事務の整理上必要な帳簿

（平一〇規則三二・一部改正、平一五規則一〇・旧第九条繰上）

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

様式第4号（第2条関係）

組合資源管理規程制定（変更）認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

組合の名称

代表者の氏名

資源管理規程の制定（変更）の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 資源管理規程（変更の場合は、新旧条文の対照表）
- 2 定款の関係部分の写し
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 変更の場合は、その理由書
- 5 本規程の対象となる水面において本規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書面
- 6 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第12条の2第1項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第1項に規定する漁業行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあつては、本規程がこれらに従った内容のものであることを証する書面
- 7 変更の場合は、資源管理規程を変更する場合の手續に従つて行われたことを証する書面

様式第5号（第2条関係）

組合（連合会）信用事業規程制定（変更・廃止）認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

信用事業規程の制定（変更・廃止）の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 信用事業規程（変更の場合は、新旧条文の対照表）
- 3 定款の関係部分の写し
- 4 総会又は総代会の議事録の謄本

様式第6号（第2条関係）

地方公共団体等に対する貸付総額の最高限度設定認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

地方公共団体等に対する貸付総額の最高限度を下記のとおり定める認可を受けたいので申請します。

記

貸付総額の最高限度

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 定款の関係部分の写し
- 2 信用事業規程及び信用事業方法書
- 3 総会又は総代会の議事録の抄本
- 4 貸付総額の最高限度を設定する理由書

様式第7号（第2条関係）

同一人に対する信用供与等限度額超過承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

信用供与等限度額超過の承認を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 その他知事が必要と認める書類

様式第8号（第2条関係）

特定関係者との間の取引等承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

特定関係者との間の取引等承認を受けたいので申請します。

記

- 1 特定関係者の所在地及び名称
- 2 特定関係の内容
- 3 取引内容（通常取引内容及び当該特定関係者との取引内容）

（注） 本書には、理由書を添付すること。

様式第9号（第2条関係）

組合（連合会）共済規程制定（変更・廃止）認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

共済規程の制定（変更・廃止）の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 共済規程（変更の場合にあつては、新旧条文の対照表）
- 2 定款の関係部分の写し
- 3 総会又は総代会の議事録の抄本（一定の要件を満たす共済規程の変更について総会の議決を経ることを要しない組合にあつては、理事会議事録の抄本）
- 4 再共済引受けに関する契約書
- 5 共済事業計画書
- 6 共済事業収支計画書
- 7 変更又は廃止の場合は、その理由書

様式第10号（第2条関係）

組合（連合会）役員等の兼職（兼業）認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名

役員等の兼職（兼業）の認可を受けたいので申請します。

記

組 合（連 合 会）名	
組合（連合会）における役職名	
兼 職 ・ 兼 業 の 別	
申 請 認 可 期 間	

（注）

- 1 本書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - （1）漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第38条第1号から第6号までに掲げる書類
  - （2）その他知事が必要と認める書類
- 2 本申請書は、当該組合（連合会）を經由して提出すること。

様式第 1 1 号（第 2 条関係）

組合（連合会）定款変更認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

定款の変更の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 定款変更の理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の抄本
- 4 事業計画書（定款変更の結果、事業計画に変更が生ずる場合に限り添付すること。）
- 5 出資 1 口の金額を減少する場合は、前各号の書類のほか財産目録及び貸借対照表並びに法第 5 3 条第 2 項の手續を終えたことを証する書面
- 6 新たに漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合にあつては、法第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の条件を具備していることを証する書面

様式第12号（第2条関係）

組合（連合会）信用事業の全部（一部）譲渡認可申請書（その1）

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

組合（連合会）の信用事業の全部（一部）譲渡の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録の  
謄本
- 3 信用事業の全部又は一部の譲渡契約書
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式第13号（第2条関係）

組合（連合会）信用事業の全部（一部）譲受け認可申請書（その2）

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

組合（連合会）の信用事業の全部（一部）譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 信用事業の全部又は一部の譲受け契約書
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 信用事業の全部又は一部を譲受けた後における当該組合又は当該連合会の収支及び単体自己資本率の見込みを記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第14号（第2条関係）

組合（連合会）設立認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設立発起人の代表者

住 所

氏 名

設立の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 定款
- 2 事業計画書及び収支計画書
- 3 設立経過報告書（発起人の決定状況，設立趣意書の写し，設立準備会，創立総会についての公告の日時，事項及び議事の要領等を記載すること。）
- 4 創立総会の議事録の謄本
- 5 役員選挙録の謄本
- 6 発起人の資格調書
- 7 設立当時の役員の資格調書及びその経歴書
- 8 漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合にあつては，法第17条第1項及び第2項の条件を具備していることを証する書面

様式第15号（第2条関係）

組合（連合会）解散決議認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

解散の決議の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 解散理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 解散時における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 4 共済事業、信用事業を行つている場合には、それぞれ共済契約処理計画書  
又は引受財産処理計画書

様式第16号（第2条関係）

組合（連合会）合併認可申請書（その1）

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

組合（連合会）との合併の認可を受けたいので申請します。

（注）

- 1 本書は、吸収合併の認可の申請の場合に用いること。
- 2 本書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - （1）合併の議決をした各組合の総会の議事録の謄本
  - （2）各組合の財産目録及び貸借対照表
  - （3）合併予約書及び合併契約書の謄本
  - （4）新旧条文の対照表（定款変更が伴う場合に限る。）
  - （5）合併経過報告書（合併の理由及び合併の経緯の概要その他必要な事項について記載すること。）

様式第17号（第2条関係）

組合（連合会）合併認可申請書（その2）

年 月 日

宮城県知事 殿

設立委員の代表者

住 所

氏 名

組合（連合会）と 組合（連合会）とが合併し、 組合（連合会）  
の設立の認可を受けたいので申請します。

（注）

- 1 本書は、新設合併の認可の申請の場合に使用すること。
- 2 本書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - （1）合併経過報告書（合併の理由，設立委員の選任の状況，合併の経緯の概要その他必要な事項について記載すること。）
  - （2）合併契約書の謄本
  - （3）定款
  - （4）設立委員会の議事録の謄本
  - （5）各組合の総会の議事録の謄本
  - （6）事業計画書及び収支計画書
  - （7）合併設立当時の役員の資格調書及びその経歴書

様式第18号（第2条関係）

連合会権利義務包括承継認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

連合会の権利義務の承継の認可を受けたいので申請します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 承継組合（連合会）の総会又は総代会議事録の謄本
- 2 被承継連合会の総会議事録謄本
- 3 承継組合（連合会）及び被承継連合会の財産目録及び貸借対照表

様式第20号（第2条関係）

組合（連合会）信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期  
承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期の承認を受けた  
ので申請します。

記

- 1 事業年度 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 2 縦覧開始予定年月日 年 月 日

（注） 本書には、理由書を添付すること。

様式第 2 1 号（第 2 条関係）

組合（連合会）仮理事選任（総会招集）請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

請求人  
住 所  
氏 名

組合（連合会）の仮理事の選任（役員選挙又は選任のための総会の招集）を請求します。

記

- 1 役員職務を行う者がなくなった場合（連合会）の所在地及び名称
- 2 役員職務を行う者がなくなった年月日
- 3 役員職務を行う者がなくなった理由

様式第 2 2 号（第 2 条関係）

組合（連合会）設立（定款変更・合併）認可証明請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所（主たる事務所の所在地）

組合（連合会）の名称

代表者（発起人の代表者・設立委員の代表者）の氏名

年 月 日付で 組合（連合会）の設立（定款変更・合併）の認可の申請をしましたが、期間を経過したにもかかわらず通知がありませんので、設立（定款変更・合併）の認可に関する証明を請求します。

様式第 2 3 号（第 2 条関係）

組合（連合会）業務等検査請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

請求人の代表者

住 所

氏 名

組合（連合会）の業務（会計）についての検査を請求します。

（注） 本書には，次に掲げる書類を添付すること。

- 1 検査請求理由書
- 2 同意者名簿（個人別に住所，氏名を記載押印のこと。）
- 3 組合員の総数を明らかにした書面

様式第24号（第2条関係）

組合（連合会）総会決議（選挙・当選）取消請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

請求人の代表者

住 所

氏 名

組合（連合会）の総会の決議（選挙・当選）の取消しを請求します。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 取消請求理由書
- 2 同意者名簿（個人別に住所、氏名を記載押印のこと。）
- 3 組合員の総数を明らかにした書面

様式第25号（第2条関係）

組合（連合会）信用事業規程変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

組合（連合会）の信用事業規程を変更したので、届け出ます。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 変更部分に係る信用事業方法書
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第26号（第2条関係）

組合（連合会）定款変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

組合（連合会）の定款を変更したので、届け出ます。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第27号（第2条関係）

組合（連合会）信用（共済）事業全部譲渡（共済契約全部移転）届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

当組合（連合会）は、下記のとおり信用（共済）事業の全部譲渡（共済契約の全部移転）を行ったので届け出ます。

記

- 1 信用（共済）事業全部譲渡（共済契約移転）の理由
- 2 信用（共済）事業全部譲渡（共済契約移転）先
- 3 信用（共済）事業全部譲渡（共済契約移転）年月日

（注） 本書には、総会又は総代会の議事録の抄本を添付すること。

様式第28号（第2条関係）

組合（連合会）解散届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

当組合（連合会）は、解散したので届け出ます。

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 解散理由書
- 2 解散時における財産目録，貸借対照表及び損益計算書
- 3 解散の理由に応じ，それぞれ次に掲げる書類
  - （1）組合員の欠如による場合  
組合員の欠如に関する監事（監事を置かない組合にあつては理事）の証明
  - （2）総会の決議による場合  
総会議事録の謄本
  - （3）破産手続開始の決定の場合  
破産手続開始決定書の写し
  - （4）存立時期の満了の場合  
定款

様式第28号の2（第2条関係）

組合（連合会）継続届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

当組合（連合会）は下記のとおり継続することとしたので、届け出ます。

記

- 1 継続の理由
- 2 継続年月日

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- （1）総会又は総代会議事録謄本
- （2）継続の登記に係る登記事項証明書

様式第29号（第2条関係）

漁業生産組合成立届

年 月 日

宮城県知事 殿

発起人代表者の住所  
発起人代表者の氏名

当組合は、 年 月 日に成立したので、届け出ます。

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 組合員名簿
- 4 役員名簿
- 5 設立理由書
- 6 事業計画書及び収支計画書

様式第30号（第2条関係）

漁業生産組合合併届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合の名称  
代表者の氏名

漁業生産組合と 漁業生産組合とが合併し、 漁業生産組合を設立した  
ので、届け出ます。

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 登記事項証明書
- 2 合併理由書
- 3 定款（新設合併の場合）
- 4 事業計画書及び収支計画書（新設合併の場合）
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第31号（第2条関係）

漁業生産組合組織変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合の名称  
代表者の氏名

当組合は、組織を変更し、株式会社となったので、届け出ます。

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 組織変更計画書
- 2 総会議事録の謄本
- 3 定款
- 4 組織変更後の登記事項証明書
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第32号（第2条関係）

組合資源管理規程廃止届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合の名称  
代表者の氏名

資源管理規程を廃止したので、届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 資源管理規程を廃止する場合の手續に従つて行われたことを証する書  
面
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第33号（第2条関係）

組合（連合会）信用事業方法書設定（変更・廃止）届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

信用事業方法書を設定（変更・廃止）したので届け出ます。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 信用事業方法書（変更の場合は、新旧条文の対照表）
- 2 信用事業規程
- 3 理事会の議事録抄本
- 4 変更又は廃止の場合は、その理由書

様式第34号（第3条関係）

組合（連合会）総会（総代会）開催届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

総会（総代会）を下記により開催するので届け出ます。

記

- 1 総会（総代会）の種別  
通常・臨時
- 2 開催の日時及び場所
- 3 付議事項

様式第 3 5 号（第 3 条関係）

組合（連合会）総会（総代会）終了届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

総会（総代会）が終了したので届け出ます。

（注） 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 総会（総代会）の議事録の謄本
- 2 業務報告書（法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づいて別に提出している場合を除く。）
- 3 連結業務報告書（法第 5 8 条の 2 第 2 項の規定に基づいて別に提出している場合を除く。）
- 4 事業計画その他の当該総会（総代会）において議決された事項に関する書類

様式第36号（第4条関係）

組合（連合会）役員（職員）異動届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

役員（職員）に下記のとおり異動があつたので届け出ます。

記

1 異動の理由

2 異動の役員（職員）

理事・監事 等の区別	氏名	年齢	区分	正組合員・准 組合員の別	就任等 年月日	販売担 当理事

- (注) 1 区別の欄には、前役員であつた者の場合は、「前理」又は「前監」と、元役員であつた者の場合は、「元理」又は「元監」と、新たに役員となつた者の場合は、「新」と記入する。
- 2 販売担当理事の欄には、販売担当理事を選出した場合に「○」と記入する。
- 3 本書には、役員選出録を添付すること。

様式第37号（第5条関係）

組合（連合会）団体協約締結（変更・解約）届

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

団体協約を下記のとおり締結（変更・解約）したので届け出ます。

記

- 1 締結（変更・解約）した団体協約等名
  - 2 締結（変更・解約）するにいたった理由
- （注）協約書の写しを添付すること（変更の場合も同じ。）。

様式第38号（第6条関係）

組合（連合会）事業休止等届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

組合（連合会）の事業について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出内容
- 2 理由

様式第39号（第7条関係）

組合（連合会）登記完了届

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
組合（連合会）の名称  
代表者の氏名

の登記を別添登記事項証明書のとおり完了したので届け出ます。

附 則（平成元年規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成一〇年規則第三二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合（以下「信用事業実施組合」という。）が、平成十一年九月三十日までに於いて、同法第十一条の三第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同法第十一条の三第一項の認可を受けるまでの間は、当該信用事業実施組合の内国為替取引規程の制定、変更又は廃止の認可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第七〇号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一七年規則第四〇号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)第五十三条第五項の規定によりなお効力を有することとされている改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

3 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による様式第三十六号は、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則 (平成三十一年規則第一二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則 (令和二年規則第一〇七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

附 則 (令和三年規則第一五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の水産業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の水産業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

様式第1号から様式第3号まで 削除

(平31規則12)

様式第4号 (第2条関係)

(平15規則10・追加、令3規則15・一部改正)

様式第5号 (第2条関係)

(平10規則32・全改, 平11規則70・一部改正、平15規則10・旧様式第1号繰下・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第6号 (第2条関係)

(平10規則32・全改、平15規則10・旧様式第2号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第7号 (第2条関係)

(平10規則32・追加, 平11規則7・一部改正、平15規則10・旧様式第3号繰下・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第8号 (第2条関係)

(平11規則70・追加、平15規則10・旧様式第4号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第9号 (第2条関係)

(平10規則32・追加, 平11規則70・旧様式第5号繰下、平15規則10・旧様式第6号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第10号 (第2条関係)

(平11規則70・追加、平15規則10・旧様式第7号繰下・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第11号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第3号繰下, 平11規則70・旧様式第7号繰下、平15規則10・旧様式第8号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第12号 (第2条関係)

(平15規則10・追加、令3規則15・一部改正)

様式第13号 (第2条関係)

(平15規則10・追加、令3規則15・一部改正)

様式第14号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第4号繰下, 平11規則70・旧様式第8号繰下、平15規則10・旧様式第9号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第15号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第5号繰下、平11規則70・旧様式第9号繰下、平15規則10・旧様式第10号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第16号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第6号繰下・一部改正、平11規則70・旧様式第10号繰下、平15規則10・旧様式第11号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第17号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第7号繰下・一部改正、平11規則70・旧様式第11号繰下、平15規則10・旧様式第12号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第18号 (第2条関係)

(平10規則32・追加、平11規則70・旧様式第12号繰下、平15規則10・旧様式第13号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第19号 削除

(平31規則12)

様式第20号 (第2条関係)

(平11規則70・追加、平15規則10・旧様式第15号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第21号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第8号繰下、平11規則70・旧様式第13号繰下、平15規則10・旧様式第16号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第22号 (第2条関係)

(平元規則20・一部改正、平10規則32・旧様式第9号繰下、平11規則70・旧様式第14号繰下、平15規則10・旧様式第17号繰下、令2規則107・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第23号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第10号繰下、平11規則70・旧様式第15号繰下、平15規則10・旧様式第18号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第24号 (第2条関係)

(平10規則32・旧様式第11号繰下、平11規則70・旧様式第16号繰下、平15規則10・旧様式第19号繰下、令2規則107・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第25号 (第2条関係)

(平15規則10・追加、令3規則15・一部改正)

様式第26号 (第2条関係)

(平15規則10・追加、令3規則15・一部改正)

様式第27号 (第2条関係)

(平11規則70・追加、平15規則10・旧様式第20号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第28号 (第2条関係)

(平31規則12・全改、令3規則15・一部改正)

様式第28号の2 (第2条関係)

(令2規則107・追加、令3規則15・一部改正)

様式第29号 (第2条関係)

(平31規則12・追加、令3規則15・一部改正)

様式第30号 (第2条関係)

(平31規則12・追加、令3規則15・一部改正)

様式第31号 (第2条関係)

(平31規則12・追加、令3規則15・一部改正)

様式第32号 (第2条関係)

(平15規則10・追加、平31規則12・旧様式第29号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第33号 (第2条関係)

(平11規則70・追加、平15規則10・旧様式第22号繰下、平31規則12・旧様式第30号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第34号 (第3条関係)

(平10規則32・旧様式第13号繰下、平11規則70・旧様式第18号繰下、平15規則10・旧様式第24号繰下、平31規則12・旧様式第31号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第35号 (第3条関係)

(平10規則32・旧様式第14号繰下、平11規則70・旧様式第19号繰下・一部改正、平15規則10・旧様式第25号繰下、平31規則12・旧様式第32号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第36号 (第4条関係)

(平10規則32・旧様式第15号繰下、平11規則70・旧様式第20号繰下、平15規則10・旧様式第26号繰下、平31規則12・旧様式第33号繰下、令2規則107・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第37号 (第5条関係)

(平10規則32・旧様式第16号繰下, 平11規則70・旧様式第21号繰下、平15規則10・旧様式第27号繰下、平31規則12・旧様式第34号繰下, 令2規則107・一部改正、令3規則15・一部改正)

様式第38号 (第6条関係)

(平10規則32・旧様式第17号繰下, 平11規則70・旧様式第22号繰下、平15規則10・旧様式第28号繰下、平31規則12・旧様式第35号繰下、令3規則15・一部改正)

様式第39号 (第7条関係)

(平10規則32・旧様式第18号繰下, 平11規則70・旧様式第23号繰下、平15規則10・旧様式第29号繰下, 平17規則40・一部改正、平31規則12・旧様式第36号繰下、令3規則15・一部改正)